

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和 8年 3 月

多 良 木 町

目次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	13
第4	第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	16
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	17
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	18
第7	その他	25

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 多良木町の概況

本町は、熊本県南部にある人吉盆地の東部に位置し、中央部は平坦で南部と北部は九州山地の支脈を形成する森林におおわれています。

また、本町を東西に伸びる日本三急流の一つ球磨川や、世界かんがい遺産の百太郎溝、幸野溝が湛える豊富な水資源を活かし、平坦部を中心に米、麦、飼料作物、施設園芸作物、工芸作物、薬用作物、果樹などが作付けされています。また、耕畜連携による飼料作物の作付が盛んで、畜産が重要な役割を果たしています。

昭和42年に始まったほ場整備は、平成28年の大久保地区畑地帯総合整備事業を最後に完了しており、現在は、ほ場整備地区の用排水路整備などの二次整備を進め、農地の効率的な利用と集積・集約を推進しています。

2 現状と課題

本町農業は、水稻や麦、飼料作物といった土地利用作物を中心に、施設園芸作物、工芸作物、薬用作物、果樹などが作付けされており、複合的な農業が営まれています。

2020年農林業センサスによると、本町農家総数は873戸で、2015年の同調査と比較し138戸減少しています。販売農家の農業就業人口は1,099人で、そのうち65歳人口は629人で率にして57.2%と、農業者の高齢化や担い手不足に歯止めがかかっていない状況です。そのため、将来的に農地の維持・保全、水路、農道など農業用施設の適切な管理が難しくなるおそれがあります。加えて山間部では、鳥獣害被害が深刻化しており、防護柵設置などの対策をしていますが、被害は拡大傾向にあります。また、昨今の国外情勢の影響による物価高騰により、肥料、燃料、飼料などの農業関連資材が高騰しており、農業経営を圧迫しています。

さらに、近年の猛暑や激甚化する自然災害が農産物の収量や品質低下をまねいています。

このような中、本町の農業を維持・発展させていくためには、持続可能な営農生産基盤の強化が重要です。特に、担い手への農地集積・集約化による生産性向上や担い手の育成・確保が重要であり、地域計画に基づく認定農業者、認定新規就農者、広域農業法人等への農地集積・集約化、新規就農者の掘り起こし、事業継承による多様な人材確保などを推進する必要があります。

また、スマート農業の普及やほ場整備による生産性と省力化の両立、高収益作物等の導入や農作物のブランド化をはじめとした高付加価値化の取組みにより、社会情勢に左右されにくい環境整備も重要です。

併せて、自然災害で被災した農地や施設等の復旧、鳥獣被害防止対策の強化、温暖化対策、老朽化した農業関連施設の再編整備も早期に取り組む必要があります。

その他、持続可能な農業を推進するため、くまもとグリーン農業とCO2ゼロエミッション化やフードロス対策を推進し「環境にやさしい農業」と「稼げる農業」の両立を図っていく必要があります。

3 基本的方向

本町の基幹産業である農業を人口減少の中においても、持続可能な産業にしていくために、ほ場整備等を実施しながら農地を適切に管理するとともに、担い手への農地集積・集約化による生産性向上、担い手の育成・確保、スマート農業などの新技術等の導入・普及、農産物の高付加価値化などを推進していきます。同時に、自然災害からの復旧、鳥獣被害対策、温暖化対策、老朽化施設の再編整備などの課題にも対応しながら、農業経営基盤強化を図り、生産性と持続性を備えた農業の実現を推進します。

このため、他産業の所得や労働時間、さらには、現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、効率的かつ安定的な農業経営の目標を例示し、その目標に向かって農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し農用地の利用集積、資本装備の高度化、経営管理の合理化、就業環境の改善など、農業経営基盤の強化を促進するための施策を総合的に実施します

また、SDGsに沿った取組みも通じて、持続可能な農業・農村の実現を図ります。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

他産業の所得や労働時間、さらには、本町及び周辺市町村において現に成立して

いる優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において、労働時間が従事者1人当たり年間2,000時間程度の水準を達成し、農業所得が主たる従事者1人当たり概ね340万円以上を確保することができるような経営体を育成するとともに、これらの農業経営が、農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とします。

(2) 目標を達成するための施策の方向

ア 効率的かつ安定的な農業経営体の育成

多良木町担い手育成総合支援協議会を中心に関係機関・団体と連携を図りながら、意欲ある農業者の認定農業者への誘導を図ります。併せて、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、着実な再認定やその経営のさらなる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行います。

また、農業経営における収益配分及び経営方針・計画の決定など家族内での経営上の位置づけを明確化する家族経営協定の推進を図るとともに、農業経営改善計画の共同申請を推進し、女性認定農業者の経営参画を図ります。

認定農業者に対しては経営改善のため、長期経営計画の作成や規模拡大、雇用型経営を見据えた雇用管理能力の向上等を支援します。

農業法人については、経営形態や経営規模に応じた農地の集積や資本装備の高度化、雇用確保円滑化のための就労環境整備など経営基盤の強化を図るとともに、親族のほか従業員など第三者を含めた次世代の経営を担う人材の育成を支援します。

熊本県農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）の活用を促し、認定農業者や農業法人等のそれぞれの経営状況を把握させ、経営改善や法人化、経営マネジメント、次世代人材育成、経営規模拡大、多角化などを見据えた戦略的な農業経営を行う担い手を育成します。

加えて、経営形態に関わらず、農業経営の基盤となる農地や施設、優れた技術を確実に次世代に引き継ぐため、経営継承の啓発及び推進を図ります。

企業などの農業参入については、新たな担い手の確保対策と耕作放棄地の解消、地元雇用による地域活性化の一環として位置付け、参入する地域の農業者などの営農活動に十分配慮しながら、定着に向けた営農支援を行います。

イ 地域営農組織の育成・強化

町には、集落営農組織から農事組合法人へと発展した2つの広域組織があり、農地の受け手がいない農地の受け皿として、また、地域の担い手として重要な役割を担っています。これらの組織は、常時雇用を行い、経営の多角化を推進しながら、スケールメリットを活かした経営を展開しています。

しかしながら、これらの組織だけでは、今後増えてくる受け手のない農地の受け入れは困難な状況です。加えて、急激に変化する農業環境の中で、優良な経営を維持していくことは、決して容易ではありません。

そのため、広域組織への農地集積・集約や新技術等の導入支援を図りながら、組織の体制強化を図る必要があります。併せて、地域にある既存の機械共同利用組織についても、機械・施設を充実させるなど育成を推進し、組織間で連携・補完できる体制を整備していきます。

また、随時、支援センターの助言指導を受けながら、経営規模への拡大、年間を通じた仕事の創出、農地の有効利用のため、収益性の高い新規作物の導入等の検討を行い、経営改善等に取り組んでいく必要があります。

ウ 農地の効率的な利用

担い手に集積すべき農地面積の目標を設定し、農地の有効利用を促進し、土地利用型農業などの効率的展開を図ります。

特に、米、麦、大豆の生産性向上を図るため、営農類型により経営の方向性を示し、経営規模の拡大を推進するとともに、地域計画に基づく地域の合意形成を基本とした農地の集積・集約を推進し、経営体や作物ごとの集団化を推進します。

また、施設園芸や果樹についても、足腰の強い産地づくりを図るため、作物

ごとの集団化を進めます。

農地の利用集積を円滑に推進するため、農地の基盤整備等を進めるとともに、多良木町農業委員会、公益財団法人熊本県農業公社、球磨地域農業協同組合との連携強化を図り、農地中間管理事業などを活用し、利用権の設定や所有権の移転を促進します。

また、農地の円滑な集積に有効な農地情報図（くまもと水土里GIS）の活用し、農地の効率的な利用を推進します。

エ 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

担い手の経営基盤の強化に加え、親元就農をはじめとする新規就農者の確保・育成として、就農相談から定着まで関係機関や担い手が一体となった支援や、経営資産・農業技術の円滑な継承などの取組み強化を図ります。また、外国人材の受け入れや農福連携による障がい者の就業促進等を推進し、多様な人材が活躍できる環境づくりを推進します。

担い手の減少や労働力不足が一層見込まれる中、スマート農業・DX技術の実装加速化、新品種・新技術の開発・普及、農地や農業用施設等の生産基盤強化などに取り組み、生産性の向上を図ります。また、引き続き、高収益作物等の導入や農作物のブランド化をはじめとした高付加価値化の取組みにより、社会情勢に左右されにくい環境整備を推進し、将来にわたる安定生産と農業所得の向上につなげていきます。併せて、ふるさと納税等をとおして、本町農畜産物の魅力を全国に向け発信するとともに、地産地消や6次産業化、有機農業、ブランド戦略等を複合的に推進し、農畜産物の高付加価値化・販売力強化を図ります。

有機農業をはじめとするグリーン農業や耕畜連携による堆肥の利用、水田の有効活用の取組みを推進します。併せて、温室効果ガスの削減に向けた導入・普及に取り組み、農業生産における環境負荷軽減を図ります。

自然災害、病害虫、家畜伝染病などの農業生産におけるリスクの高まりに対しては、生産基盤の防災・減災機能の維持・強化や、病害虫・家畜伝染病の発生予防・まん延防止の対応強化などに取り組み、持続可能な生産体制の確立を図ります。

オ 中山間地域等の維持・活性化

日本型直接支払事業を活用し、山間地域の農地や景観の保全を図るとともに、地域コミュニティの維持と、農業が持つ多面的機能の増進を促進します。

併せて、収益が見込める新たな農作物の導入や栽培方法、効率化や省力化等に向けたスマート農業等の導入・普及を支援し、農業を柱とした収入や複合的な収入による多様な所得の確保を図ります。また、一般財団法人たらぎまちづくり推進機構をはじめとした、多種多様な組織と連携しながら、都市との関係人口の拡大などの取組みを促進し、持続可能な農村の実現につなげます。また、山間部は鳥獣被害が特に深刻化しているため、狩猟免許取得者の育成・確保や防護柵の設置など地域ぐるみで総合的な対策を推進するとともに、捕獲されたイノシシやシカ等の野生鳥獣は地域資源としての利活用に努めます。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

(1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

本町の令和6年度の新規就農者は4人であり、過去3年間、ほぼ横ばいの状況となっています。こうした中、県が掲げる新規就農者の確保・定着目標を踏まえ、本町の農業を持続可能な産業とするため、雇用就農者を含む新規就農者を年間3人確保することを目標とします。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時

間（主たる従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として、主たる従事者1人当たりの年間農業所得250万円程度を目標とします。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本町の取組み

今般の新規就農者は、新規学卒だけでなく、他産業に一度従事したUターンや定年帰農、非農家からの新規参入など就農ルートが多様化しており、また、就農形態も独立・自営就農や経営継承のほか、農業法人への雇用就農など様々な態様となっています。

これらを踏まえ、それぞれの就農形態に応じて就農相談から定着まで、農業普及・振興課や指導農業士、球磨地域農業協同組合上球磨営農センター（以下「営農センター」という。）等が重点的な指導を行うなど、地域一体となったきめ細やかな就農支援に取り組みます。農地については農業委員会、農地中間管理機構及び公益財団法人熊本県農業公社が集積・集約化が図れるよう支援します。

加えて、小・中・高校生等の若い世代に農業の魅力を発信し、就農意欲を醸成する取組みを推進します。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

将来、普及可能な革新的な技術の導入、望ましい作業環境やゆとりあるライフスタイルの確立も考慮して、第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりです。

1 個別経営体

① 家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な家族経営の経営類型

- ア 目標農業所得・・・主たる従事者1人当たり340万円以上
- イ 労働時間・・・従事者1人当たり年間2,000時間程度
- ウ 自家労働・・・1経営体当たり経営者含めて従事者2～3名
- エ 雇用労働力・・・ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入

② 法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして規模拡大や経営の高度化による法人化の経営類型

- ア 所得・・・主たる従事者1人当たり340万円以上
- イ 労働時間・・・従事者1人当たり年間2,000時間程度
- ウ 雇用労働力・・・雇用労働力の導入

③ 協業経営

複数の世帯が共同で出資し、生産から生産物の販売、収支決算、収益の配分に至るまでの経営を協業で行うモデル的な経営類型。なお、組織運営体制が整った組織については、法人化や大規模法人化の経営を目指すこととする。

協業経営（米＋麦＋雑穀及び露地野菜の生産加工販売）

- ア 所得・・・主たる従事者1人当たり340万円以上
(主たる従事者は8名程度)
- イ 労働時間・・・1経営体当たり16,000時間程度
- ウ 雇用労働力・・・3,500時間程度

2 経営類型

①家族経営

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態 様等
水稲(主食用米、飼 料用米等)+麦+ 大豆(+受託)	経営面積 田 1,600a 水稲 1,000a 麦 1,200a 大豆 600a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による作業の省力化 ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・共同乾燥調製施設を利用 	田植機(5条:1台) 自脱型コンバイン(5条:1台) 麦・大豆播種機(1台) 乗用管理ビークル(1台) 動力噴霧機(1台) トラクター(2台) 堆肥散布機(1台) 大豆コンバイン(生産組織) 育苗ハウス(500㎡)	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の最適化のための農作業環境の改善
葉たばこ+水稲	経営面積 田 360a 葉たばこ 260a 水稲 160a 飼料用米 200a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化体系による大規模経営 ・高架型作業機による作業の効率化 ・わき芽抑制剤の適正使用 ・共同受委託(乾燥施設利用) ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) 	堆肥散布機(1台) 成畦被覆機(1台) 高架型作業機(1台) 乾燥施設(共同) トラクター(1台)		<ul style="list-style-type: none"> ・農繁期の雇用の確保
ブロッコリー +秋冬キャベツ +水稲	経営面積 田 800a ブロッコリー 200a 秋冬キャベツ 300a 水稲 480a飼 料用米 320a	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロッコリー、秋冬キャベツと水稲の輪作体系 ・セル苗の機械移植 ・根こぶ病対策の徹底 ・作期に応じた適正品種構成 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 	トラクター(1台) セル苗移植機(1台) 動力噴霧機(1台) 運搬機(1台)		
ニンジン(冬・春) +水稲	経営面積 畑 450a 田 150a 冬ニンジン 200a 春ニンジン 250a 水稲 150a	<ul style="list-style-type: none"> ・トンネル栽培 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) ・共同選果場の利用 	トラクター(1台) 動力噴霧機(1台) 播種機(1台) 収穫機(1台) 洗浄機(1台) サブソイラー(1台) フロントローダー(1台)		
カンショ+水稲	経営面積 畑 370a 田 150a カンショ 370a 水稲 150a	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチ同時畝立て施肥 ・緑肥の鋤きこみ(ニューオーツ、大麦) ・天地返し ・ウイルスフリー苗 ・青果用中心の推進 	貯蔵庫 育苗ハウス トラクター(1台) 畝立マルチャー(1台) 動力噴霧機(1台) つる切り機(1台) 研磨洗浄機(1台) 選別機(1台)		

ショウガ	経営面積 田 90a ショウガ 60a	・根茎腐敗病発生防止のため土壌消毒や排水対策、客土、防除を徹底	貯蔵庫 トラクター(1台) 動力噴霧機(1台)
ゴボウ+水稲	経営面積 田 400a ゴボウ 200a 水稲 200a	・作型の分散 ・播種機の利用による省力化 ・水田での作付による障害回避 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	トラクター(1台) ゴボウハーベスタ(1台) ルートディガー(1台) トレンチャー(1台) 堆肥散布機(1台) 洗浄機(1台)
肉用牛繁殖	肉用牛繁殖 80頭	・牛房群飼 ・分娩間隔12.5ヶ月 ・供用産次7産 ・ヘルパー利用による休日確保 ・稲WCSコントラクターの利用 ・放牧利用	畜舎(1,200㎡) たい肥舎(291㎡) ほ乳ロボット 分娩・発情監視装置 (1セット) 作業機械一式
肉用牛一貫	肉用牛(一貫 :黒毛和種) 50頭 飼料作物 200a	機械化体系による大規模一貫経営 ・稲作農家との連携による堆肥と稲わらの交換	群飼連動スクラクション方式 畜舎 自給飼料生産機械 一式(共同) 堆肥舎
肉牛肥育(専用種)	育牛 (黒毛和種) 150頭 飼料作物 400a	前期3ヶ月自給飼料給与方式による大規模肥育経営 ・稲作農家との連携による堆肥と稲わらの交換	群飼畜舎 自給飼料生産機械 一式(共同) 堆肥舎
酪農(つなぎ方式)	経産牛 50頭	省力型施設、機械による効率的大規模経営 ・搬送ポットによる省力化 ・ヘルパー利用による定休日確保	パイプライン、搬送ポット 自給飼料生産機械 一式(共同) 堆肥舎
肉牛肥育(交雑種)	肥育牛(交雑種 種去勢) 340頭 飼料作物 400a	6ヶ月齢まで自給飼料給与方式による大規模肥育経営 ・稲作農家との連携による堆肥と稲わらの交換	群飼畜舎 自給飼料生産機械 一式(共同) 堆肥舎
冬春トマト+水稲	経営面積 田 260a 冬春トマト 80a 水稲 180a	・購入苗利用 ・共同選果施設利用 ・黄化葉巻病対策の徹底 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(常時雇用)	連棟強化型パイプハウス 内張カーテン 暖房機(4台) ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設

冬春ミニトマト+水稲	経営面積 田 250a 冬春ミニトマト 40a 水稲 180a	<ul style="list-style-type: none"> ・耐病性品種の導入 ・共同選果施設利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労力の活用(臨時雇用) 	連棟ハウス 内張カーテン 暖房機(2台) ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設
促成ナス+水稲	経営面積 田 260a 促成ナス 50a 水稲 180a	<ul style="list-style-type: none"> ・耐候性ハウスの導入(一部) ・購入苗の利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労力の活用(臨時雇用) 	連棟強化型パイプハウス 暖房機(3台) ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設
イチゴ	経営面積 田 25a イチゴ 25a	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ育苗の導入 ・共同作業(定植、ビニル張り) 	連棟ハウス 暖房機(1台) ハウス自動開閉装置 予冷库(1台) 育苗施設 灌水施設
春夏メロン(アールスメロン)+冬トマト+水稲	経営面積 田 250a 春夏メロン 60a 冬トマト 60a 水稲 150a	<ul style="list-style-type: none"> ・作期(秋冬)の分散 ・ウイルス病(緑黄化病)対策の徹底 ・加温30a、無加温30a ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労力の活用(臨時雇用) 	連棟強化型パイプハウス 単棟ハウス 暖房機(5台) ハウス自動開閉装置 灌水施設
春夏メロン(アンデス)+夏秋キュウリ+水稲	経営面積 田 250a 春夏メロン 80a 夏秋キュウリ 40a 水稲 160a	<ul style="list-style-type: none"> ・春夏メロン作期の分散 ・キュウリ黄化えそ病対策の徹底 ・購入苗(キュウリ)の利用 ・共同選果(キュウリ)の利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 	連棟強化型パイプハウス 単棟強化型ハウス 暖房機(5台) ハウス自動開閉装置 灌水施設
冬春キュウリ+夏秋キュウリ+水稲	経営面積 田 250a 冬春キュウリ 50a 夏秋キュウリ 50a 水稲 200a	<ul style="list-style-type: none"> ・共同選果施設の利用 ・購入苗の利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) 	連棟強化型パイプハウス トラクター(1台) 動力噴霧機(2台) 灌水施設

夏秋ハウレンソウ＋ 水稲	経営面積 田 250a 夏秋ハウレンソウ 50a 延べ250a 水稲 150a	・作型(作期)の分散 ・播種機利用による省力化 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託	単棟ハウス 真空播種機(1台) 灌水施設
アスパラガス＋水稲	経営面積 田 200a アスパラガス 50a 水稲 120a	・フルオープンハウス(高温対策) ・自動灌水装置の利用 ・共同選果の利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	単棟ハウス 動力噴霧機(1台) 灌水施設
なし	経営面積 150a トンネル幸水20a 幸水 20a 秋麗 20a 豊水 20a あきづき 40a 新高 30a	・早生種から晩成種の組合せによる労力分散と気象災害リスクの軽減 ・防除はスピードスプレーヤーを利用 ・ジョイント仕立て導入による省力化	なし棚(強化棚) 防風ネット 防蛾灯 スピードスプレーヤー(1台) スプリンクラー 灌水施設 動力噴霧機(1台)
施設キク(電照) ＋水稲	経営面積 田 180a キク 70a年2作 水稲 120a スイートコーン 30a	・需用期出荷2作 ・家族労働2名と雇用労働力の活用(臨時雇用) ・共販(関東出荷中心) ・黄色輪キク、電照栽培 ・直挿し栽培 ・無側枝性品種導入 ・低温開花性品種導入 ・省力防除技術導入 ・日持ち性向上対策品質管理認証の取得 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託	強化型ハウス カーテン装置 ハウス暖房機 灌水施設 電照施設 冷蔵庫 トラクター(1台) 動力噴霧機(1台) 全自動重量選花機 管理機(1台)
トルコギキョウ	経営面積 田 60a トルコギキョウ 60a	・家族労働2名と雇用労働力の活用(臨時雇用) ・共販(関東出荷中心) ・圃場芽摘み実施 ・種子冷蔵処理 ・RTF 苗技術導入 ・電照技術導入 ・燃油コスト削減管理 ・除湿対策管理 ・連作障害対策 ・日持ち性向上対策品質管理認証の取得	強化型ハウス 育苗ハウス (冷暖房装置含む) ハウス暖房機(1台) ハウス循環扇 灌水施設 電照施設 冷蔵庫 トラクター(1台) 管理機(1台) 動力噴霧機(1台)

宿根カスミノウ＋ 水稻	経営面積 田 210a 宿根カスミノウ60a 延べ 120a 水稻 120a	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働3名と雇用労働力の活用(臨時雇用) ・共販 ・購入苗利用 ・畦波板利用の簡易隔離ベットの利用 ・耐暑性品種導入での作型拡大 ・灌水(点滴)施設導入 ・日持ち性向上対策品質管理認証の取得 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託 	単棟ハウス 電照施設 ハウス循環扇 隔離ベット 灌水施設 トラクター(1台) 管理機(1台) 動力噴霧機(1台)		
----------------	--	---	---	--	--

②法人経営

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻(主食用米＋ 飼料用米等)＋麦 ＋大豆(+受託)	経営面積 田 3, 200a 水稻 2, 000a 麦 2, 500a 大豆 1, 200a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による大規模経営 ・ほ場の汎用化と団地化 ・品種の組合せによる作業の分散 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・雇用労働力の活用(常時雇用、臨時雇用) 	田植機(6条)2台 自脱型コンバイン(6条)2台 麦・大豆播種機(2台) 乗用管理ビークル(2台) 動力噴霧機(2台) トラクター(3台) 堆肥散布機(2台) 大豆コンバイン(2台) 機械倉庫、農舎 育苗ハウス(1, 500㎡)	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入
ニンジン＋水稻	経営面積 畑 700a 田 700a 冬ニンジン700a 春ニンジン700a 水稻 700a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による作業の省力化 ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・雇用労働力の活用(常雇用、臨時雇用) ・選果場整備 	トラクター(1台) 動力噴霧機(1台) 播種機(1台) 収穫機(1台) サブソイラー(1台) フロントローダー(1台)		
酪農	酪農 経産牛200頭	<ul style="list-style-type: none"> ・搾乳ロボット導入による省力化 ・コントラクター利用による自給飼料生産 ・TMRセンターの発酵TMR 利用 ・分娩間隔13. 5ヶ月 ・経産牛1頭当たり産乳量10, 400kg ・雇用労働力の活用(常時雇用) 	フリーバーン牛舎(3, 000㎡) ミルキングパーラー(250㎡) 自給飼料生産機械(一式) 堆肥舎(2, 800㎡)搾乳ロボット(2基) 分娩・発情監視装置(1セット) 作業機械一式		

養豚	母豚 300頭	<ul style="list-style-type: none"> ・一貫経営 ・農場HACCP認証農場 ・繁殖豚舎(ストール、高床式) ・肥育豚舎(スノコ式、スクレパー利用) ・1頭当たり出荷頭数25頭 ・系統豚利用 ・供用年雌3年(7産) 雄2年 ・雇用労働力の利用(常雇用) 	繁殖豚舎(1,600㎡) 肥育豚舎(2,100㎡) 堆肥舎(840㎡) 浄化処理施設(600立米) 作業機械一式
肉用牛肥育	肉用牛肥育 300頭	<ul style="list-style-type: none"> ・稲 WCS、稲わら収穫コントラクター利用 ・肥育期間18ヶ月 ・枝肉重量490kg(枝肉歩留66%) ・A4等級以上枝肉割合60%以上 ・雇用労働力の活用(常時雇用) 	肥育牛舎(3,000㎡) 堆肥舎(1,400㎡) 作業機械一式
肉用牛一貫	肉用牛一貫 繁殖100頭	<ul style="list-style-type: none"> ・牛房群飼 ・分娩間隔12.5ヶ月 ・供用産次7産 ・肥育期間18ヶ月 ・離乳56日、去勢4ヶ月 ・稲WCS、稲わら収集コントラクター利用 ・放牧利用 ・雇用労働力の活用(常時雇用) 	繁殖牛舎(800㎡) 育成牛舎(124㎡) 肥育牛舎(1,200㎡) 堆肥舎(1,000㎡) 分娩・発情監視装置(1セット) 作業機械一式
冬春トマト	経営面積 田 120a 冬春トマト 120a	<ul style="list-style-type: none"> ・訪花昆虫の利用 ・施設用地の集積 ・雇用労働力の活用(常時雇用、臨時雇用) ・生産工程管理の徹底(GAP) 	ビニル(一部耐候性) ハウス 内張カーテン 暖房機(4台) ハウス自動開閉装置 防虫ネット 堆肥舎(50㎡) トラクター(1台) 灌水施設
イチゴ	経営面積 田 60a イチゴ 60a	<ul style="list-style-type: none"> ・自家労力4名 ・ベンチ育苗の導入 ・共同作業(定植、ビニル張り) ・定植時期の分散 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) 	連棟ハウス 暖房機(3台) ハウス自動開閉装置 予冷庫 育苗施設 灌水施設

③協業経営体

ア 協業経営

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻+麦 +(雑穀類及び露地野菜の生産加工販売)	水稻 1,500a 麦 2,000a 雑穀類 980a 露地野菜400a の生産加工販売	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による大規模経営 ・効率的な機械化体系 ・ほ場の汎用化と団地化 ・多品種、多様な栽培法による作期の延長 ・低コスト技術の導入 	田植機(5条)2台 自脱型(4条)2台 麦播種機 1台 乗用管理ビークル1台 プームスプレー1台 トラクター2台 マニュアルプレッダ1台 機械倉庫、農舎 育苗ハウス	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

イ 法人経営

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻(主食用米、飼料用米等)+麦+大豆(+受託)	経営面積 田 4,800a 水稻 3,000a 麦 3,700a 大豆 1,800a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による作業の省力・低コスト ・品種の組合せによる作期調整 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・専任オペレーター体制 	田植機(6条)2台 自脱型コンバイン(4条)2台 麦・大豆播種機(2台) 乗用管理ビークル(2台) 動力噴霧機(2台) トラクター(2台) 堆肥散布機(2台) 大豆コンバイン(1台) 育苗ハウス(1,500㎡)	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

ウ 大規模法人経営(広域農場)

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻(主食用米、飼料用米等)+麦+大豆(+受託)	経営面積 田 100ha 水稻 60ha 麦 78ha 大豆 40ha	<ul style="list-style-type: none"> ・品種の組み合わせによる作期分散 ・大型機械化体系による作業の効率化 ・ブロックローテーションによる作業の効率化 ・水稻の一部貯播(裏作が大麦作付の場合)や疎植栽培の組み合わせ 	トラクター(4台) 田植機(5台) 乗用管理ビークル(5台) コンバイン(4台) 播種機(育苗用)(2台) 麦・大豆播種機(3台) 堆肥散布機(3台) レーザーレベラー(装置一式) 育苗ハウス(2,000㎡)	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

<p>水稲(主食用米、飼料用米等) + 麦 + 大豆(+受託) +高収益作物(たまねぎ)</p>	<p>経営面積 田 100ha 水稲 60ha 麦 85ha 大豆 40ha たまねぎ15ha</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品種の組み合わせによる作期分散 ・大型機械化体系による作業の効率化 ・ブロックローテーションによる作業の効率化 ・水稲の一部直播(裏作が大麦作付の場合)や疎植栽培の組み合わせ ・経営力の強化に向けた経営の多角化(露地野菜)の導入 	<p>トラクター (4台) 田植機 (5台) 乗用管理ビークル (5台) コンバイン (4台) 播種機(育苗用) (2台) 麦・大豆播種機 (3台) 堆肥散布機 (3台) レーザーレベラー (装置一式) 育苗ハウス (2,000㎡) 播種機 (1台) 移植機 (2台) 堀取機 (1台) 乾燥機 (2台) 低温庫 (1台) ハーベスター (2台)</p>	
--	---	---	---	--

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりです。

1 農業経営の指標

目標農業所得・・・主たる従事者1人当たりの年間農業所得250万円程度

目標労働時間・・・主たる従事者1人当たり2,000時間程度

2 営農類型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
			資本装備	
水稲+麦+大豆	経営面積 田 550a 水稲 200a 麦 350a 大豆 350a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による作業の省力化 ・無人ヘリによる防除(委託) ・耕畜連携(麦わら・堆肥交換)による土づくり ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植及び緩効肥料調製などの低コスト技術の導入 ・自家労働力中心 ・大豆収穫は営農組織に委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
葉たばこ+水稲	経営面積 田 170a 葉たばこ 110a 水稲 60a	<ul style="list-style-type: none"> ・高架型作業機による作業の効率化 ・わき芽抑制剤の適正使用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・稲わらと堆肥交換(畜産農家が無料で堆肥散布) 	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥散布機1台 ・成畦被覆機1台 ・高架型作業機1台 ・乾燥施設1式 ・トラクター1台 	
ブロッコリー+水稲	経営面積 田 200a ブロッコリー 200a 水稲 200a	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロッコリーと水稲の輪作体系 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) ・圃場の排水性の確保 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・育苗ハウス移植機1台 ・トラクター1台 ・ブームスプレーヤー1台 	
ニンジン(冬・春)+水稲	経営面積 畑 150a 冬ニンジン 75a 春ニンジン 75a 水稲 75a	<ul style="list-style-type: none"> ・春ニンジンは、マルチ親苗+トンネル栽培 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) ・春ニンジンと水稲、冬ニンジンの輪作体系 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラクター1台 ・マルチャー1台 ・掘り取り機1台 ・収穫機1台 ・田植機(4条)1台 ・自脱型コンバイン(4条)1台 ・動力噴霧機(ブームスプレーヤーも検討) 	
かんしょ	経営面積 畑 140a かんしょ 140a	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチ同時畝立て施肥 ・罫田の鋤きこみ(ニューオーツ、大麦) ・ウイルスフリー苗 ・青果用中心の推進 ・貯蔵後、順次出荷 	<ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵庫 ・育苗ハウス ・トラクター(1台) ・畝立マルチャー(1台) ・動力噴霧機(ブームスプレーヤーも検討) ・つる切り機(1台) ・収穫機(1台) ・貯蔵庫 ・洗浄機(1台) ・選別機(1台) 	

しょうが	経営面積 田 15a しょうが 15a	<ul style="list-style-type: none"> ・根腐れ病発生防止のため土壌消毒や排水対策、客土、防除を徹底 ・貯蔵後、順次出荷 	トラクター (1台) 動力噴霧機 (1台) 管理機 (1台) 貯蔵庫
ゴボウ+水稲	経営面積 田 70a ゴボウ 70a 水稲 70	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴボウと水田の輪作体系 ・稲つらと堆肥交換(畜産農家が無料で堆肥散布) ・播種機の利用による省力化 ・水田での作付による障害回避 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) 	トレンチャー (1台) トラクター (1台) ゴボウハーベスタ (1台) ルートディガー (1台) 堆肥散布機 (1台) 洗浄機 (1台) 動力噴霧機 (1台)
肉用牛繁殖	繁殖牛 20頭	<ul style="list-style-type: none"> ・牛房群飼 ・分娩間隔12.5ヶ月 ・供用産次7産 	群飼連動スタンション 畜舎150 (施設パッドック利用) 堆肥舎58㎡
冬春トマト	経営面積 田 17a 冬春トマト 17a	<ul style="list-style-type: none"> ・黄化葉巻病対策の徹底 ・共同選果施設利用 	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水装置
冬春ミニマト	経営面積 田 12a 冬春ミニマト 12a	<ul style="list-style-type: none"> ・黄化葉巻病対策の徹底 ・共同選果施設利用 	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設
促成ナス	経営面積 田 14a 促成ナス 14a	<ul style="list-style-type: none"> ・共同選果施設利用 	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設
イチゴ	経営面積 田 15a イチゴ 15a	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ育苗 ・バック詰め作業 	連棟ハウス トラクター 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設 予冷库 育苗施設

春夏スイカ+ 夏秋キュウリ	経営面積 田 19a 春夏スイカ 19 a夏秋キュウリ 19a	・ウイルス病(退緑黄化病)対策の徹底 ・春夏スイカと夏秋キュウリの輪作体系	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水装置
春夏メロン+ 夏秋キュウリ	経営面積 田 20a 春夏メロン20 a夏秋キュウリ 20a	・ウイルス病(退緑黄化病)対策の徹底 ・春夏メロンと夏秋キュウリの輪作体系	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水装置
春夏メロン+ 抑制トマト	経営面積 田 21a 春夏メロン 21a 抑制トマト 21a	・抑制トマトと春夏メロンの輪作体系 ・黄化葉巻病対策の徹底	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 防虫ネット 循環扇 暖房機 1台 ハウス自動開閉装置 灌水施設
冬春キュウリ	経営面積 田 20a 冬春キュウリ 20a	・共同選果施設の利用 ・購入苗の利用 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	連棟強化型パイプハウス トラクター 1台 動力噴霧機 1台 灌水施設 内張カーテン 防虫ネット 循環扇
アスパラガス	経営面積 田 18a アスパラガス 18a	・自動灌水装置の利用 ・共同選果の利用	単棟ハウス 動力噴霧機 1台 灌水装置 管理機
なし	経営面積 90a 幸水 20a 豊水 20a あきづき 20a 新高 30a	・早生種から晩成種の組合せによる労力分散と 気象災害リスクの軽減	なし棚(強化棚) 防風ネット 防蛾灯 スプリンクラー灌水施設 スピードスプレイヤー運搬 車
トルコギキョウ	経営面積 田 40a トルコギキョウ ・秋冬季出荷 40a	・共同育苗 ・初期蒸し込み栽培による燃油コスト削減 ・防湿対策技術の導入 ・適正な植栽密度による品質確保 ・鮮度保持輸送技術の導入 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	連棟ハウス・暖房機 管理機 1台 動力噴霧機 1台 防虫ネット・循環扇 電照施設一式 灌水装置 ハウス自動開閉装置 トラクター

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町農業が持続的に発展していくためには、特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む必要があります。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、支援センター、熊本県農業普及・振興課、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組みます。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、親元就農に加え、新たに就農をしようとする青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行います。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等を推進します。

加えて、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、相談体制の整備等の支援を行います。

2 町が主体的に行う取り組み

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、熊本県農業普及・振興課や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行います。

また、就農後の定着に向けて、販路確保や営農面など、必要となるサポートを行います。

これらのサポートを県、町、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを実施できる体制を充実させます。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように配慮し、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じます。

町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、新規就農者育成総合対策等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導していきます。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施します。

- (1) 熊本県農業会議、熊本県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行います。

(2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行います。

4 就農等希望者のマッチング及び新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、県、農業委員会、農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び支援センターへ情報提供します。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、県及び支援センター等の関係機関へ情報提供します。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう支援センター、熊本県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、次に掲げる程度です。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
面積のシェア：70%	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標です。

(注) 2 目標年次は令和12年度とします。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本町農業は、水稲や麦、飼料作物といった土地利用作物を中心に、施設園芸作物、工芸作物、薬用作物、果樹などが作付けされており、複合的な農業が営まれています。認定農業者、認定新規就農者、広域農業法人を中心とした担い手への農地の集積が進んできていますが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手のさらなる規模拡大が難しい状況です。

また、小規模な稲作を主とする兼業農家も多く、一部の農作業については受委託が行われているものの、農地の資産的保有傾向が強いため利用集積が進んでいないことに加え、近年の農産物価格低迷による意欲減退や農業経営の継承が円滑に行われなかったこと等により、耕作放棄地が

増加し問題となっています。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

本町では、今後10年でさらに農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要です。

また、小規模兼業農家が多い地区や山間部では、将来の農地の引き受け手となる担い手がないため、このまま推移すれば農地の荒廃化が進み、地域の環境悪化を招くことから、集落単位で将来に向けた話し合いを行い、地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要です。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関・団体との連携等

本町の農地利用のビジョン実現を図るため、地域計画の策定を通じ町内をいくつかの区域に分け、計画的に集落内の話し合いによる合意形成を促すとともに、農地中間管理事業を活用して、担い手への農地集積を推進します。

また、地域の実情に応じて、国、県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地流動化施策を実施します。

このため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、町関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び本町担い手育成総合支援協議会等による連携体制を整備します。

中山間地域や担い手不足地域では地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、日本型直接支払事業等を活用し、農地や景観の保全に努めるとともに、地域コミュニティの維持と、農業が持つ多面的機能の増進を促進します。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、熊本県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性である、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や担い手不足の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組みます。

1 本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行います。これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとしします。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（以下、「法」という。）第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- (2) 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業
- (3) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (4) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (5) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- (6) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

2 平坦地ほ場整備完了地区においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基

盤条件の形成を活かすため、地域計画推進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組みによって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努めます。

3 中山間地域の北部地区においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努めます。

さらに、本町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組みめるよう指導、助言を行います。

4 以下、各個別事項ごとに述べます。

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

ア 法第18条第1項の協議の場の設置の方法

① 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農業委員、農地利用最適化推進委員などと開催時期を協議し設定します。

② 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、本町広報紙への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し周知を図ります。

③ 参加者

農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、県、その他の関係者とします。

④ 協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行います。

⑤ 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を産業振興課に設置します。

イ 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める。同区域については、大字単位を基本とし、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等も検討し、農用地の保全等を図ります。

ウ その他法第4条第3項第1号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項

本町は、地域計画の見直しに当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施します。

(2) 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

ア 本町は、県下一円を区域として農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を行う中間管理機構等との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地中間管理機構等や農業協同組合が行う事業の実施の促進を図ります。

イ 本町、農業委員会、農業協同組合は、中間管理機構等が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構等に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとします。

(3) 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

ア 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進します。

イ 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落を基本としつつ、土地利用の調整が大字や校区、共同乾燥調製施設、旧町村単位で行われている場合は、当該単位）とするものとします。

なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とするものとします。

ウ 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、イに規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとします。

エ 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとします。

- (ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- (イ) 農用地利用改善事業の実施区域
- (ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- (エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- (オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- (カ) その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとします。

オ 農用地利用規程の認定

① イに規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）参考様式第6-1号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができます。

② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をします。

- (ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- (イ) 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

と。

- (ウ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- (エ) エの①の(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
- (オ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への提示により公告します。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用します。

カ 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① オの①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができます。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、エの①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとします。

- (ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- (イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- (ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- (エ) 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程についてオの①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容がオの②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、オの①の認定をします。

- (ア) ②の(イ)に掲げる目標がイに規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- (イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなします。

キ 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)オの②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができます。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとします。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとします。

ク 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めます。

② 本町は、オの①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及・振興課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、本町担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めます。

(4) 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

ア 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図ります。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

イ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促

進に努めるものとしします。

また、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業協同組合等の農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境を図ります。

(5) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進します。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととします。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備します。

(6) その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

ア 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとしします。

- ① 本町は、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の利用を促進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでのは場等の条件整備を推進し、地域農業の担い手となる経営体の確保・育成を図ります。
- ② 本町は、地域計画の見直しを通じて農用地利用の集積・集約化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努めます。
- ③ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとしします。

イ 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、農業委員会、農業普及・振興課、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第5で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立します。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進します。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理 機構等は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、多良木町担い手育

成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮します。

(7) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の3(1)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組みを重点的に推進します。

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組み

① 受入環境の整備

支援センターや農業普及・振興課、営農センターなどと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行います。

② 中長期的な取組み

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組みを実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにします。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組み

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本町が主体となって熊本県立農業大学校や農業普及・振興課、指導農業士、農業委員、指導農業士、営農センター等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの収納前後のフォローアップの状況などを記入・共有品から、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくります。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために関係機関の新規就農者交流会への参加を促すとともに、多良木町認定農業者同志会との交流の機会を設ける。また、商工会や物産館とも連携して、直売所等への出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援します。

③ 経営力の向上に向けた支援

①に掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、農業普及・振興課による地域直売ネットワークへの加入の仲介及び当該ネットワークの交流の促進、直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施します。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

ウ 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業普及・振興課、農業協同組合、多良木町町認定農業者や指導農業士等、指導農業士、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組みを進めます。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとします。

附 則

- この基本構想は、平成6年12月5日から施行する。
- この基本構想は、平成14年6月28日から施行する。
- この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。
- この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。
- この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- この基本構想は、令和4年3月15日から施行する。
- この基本構想は、令和5年9月19日から施行する。
- この基本構想は、令和8年3月31日から施行する。